○厚生労働省告示第五百四十七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第二号（第二十八条の二第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第三項において準用する第二十五条の十六第一号の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第三の表清研―4、清研―14、清研―16及び清研―20の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第六の表貯研―14の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「中区千田町三丁目六番八号」を「西区己斐本町二丁目十九番三号」に改め、同表貯研―17及び貯研―19の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―20の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯研―26の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「水前寺公園十六番四十号」を「中央区水前寺公園十六番四十号」に改め、同表貯研―28及び貯研―35の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―39の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「上大川前通六番町一二〇一番地四」を「本町通八番町一三一八番地」に改める。

第八の表防研―10の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「中区千田町三丁目六番八号」を「西区己斐本町二丁目十九番三号」に改め、同表防研―13及び防研―16の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表防研―18の項氏名又は名称の欄及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―36の項住所の欄及び事業所の所在地の欄中「上大川前通六番町一二〇一番地四」を「本町通八番町一三一八番地」に改め、同表防研―37の項の次に次のように加える。

防研―38	（防除作業従事者研修）規則第二十九条第四号ロに規定する研修	一般社団法人石川県ペストコントロール協会	石川県金沢市高柳町十二の二十四番地三
		一般社団法人石川県ペストコントロール協会	石川県金沢市高柳町十二の二十四番地三

平成二十四年七月二十日

○厚生労働省告示第五百四十八号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

表奈良県の項中「、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村及び吉野郡東吉野村」を「及び吉野郡川上村」に改め、同表高知県の項中「、安芸郡東洋町」を削る。

○農林水産省告示第二千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成四年五月二十八日農林水産省告示第六百二十七号（三に係るものに限る。）、平成五年一月十三日農林水産省告示第三十四号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年十二月九日農林水産省告示第千九百六十四号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年九月六日農林水産省告示第千二百五十六号（三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆の国市（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　保安林の伐採の方法

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに伊豆の国市役所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県御殿場市・沼津市・裾野市・駿東郡小山町（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備